

原子力災害時における輸送能力の確保について

平成 29 年 1 月 30 日
島根県防災部原子力安全対策課
鳥取県危機管理局原子力安全対策課

1. 島根地域原子力防災協議会の取組

島根地域原子力防災協議会では作業部会を設け、地域防災計画・避難計画の具体化・充実化に取り組んでおり、この中で、平成 27 年度に「原子力災害時における避難方法等の実態把握調査」を実施。この結果を、輸送手段の確保対策等の検討に活用することとしている。

(鹿児島県や愛媛県においては、地域原子力防災協議会の取組等により、原子力災害時における輸送に関する協定等をバス協会等と締結)

2. バス協会、タクシー協会との協定締結

- (1) 中国バス協会総会や中国ハイヤー・タクシー連合会総会等において、内閣府、島根県及び鳥取県より原子力災害時の避難住民の輸送等に協力していただくよう依頼
- (2) 内閣府において民間事業者との協力協定で定めておくべき内容について明示する予定
- (3) 島根県及び鳥取県が、バス輸送について中国地方 5 県のバス協会と、福祉タクシー輸送について中国地方 5 県のタクシー協会と緊急輸送の協力を要請する際の必要事項について取り決める協定の締結を目指す

(盛り込む内容)

- ・ 県からバス協会（バス事業者）へ協力を要請する基準（平時の一般公衆の被ばく線量限度である 1 ミリシーベルトを下回る場合）
- ・ 県からバス協会（バス事業者）へ要請する業務の内容（避難住民の輸送等）
- ・ 県からバス協会（バス事業者）へ要請する方法
- ・ 業務実施に伴う人又は物の損害に対する県等による補償
- ・ 放射線防護資機材の確保及び当該資機材の受渡しに係る体制整備 等

広域避難に関する受入ガイドライン及び避難所運営マニュアル の作成について

平成 29 年 1 月 30 日
島根県防災部原子力安全対策課

1. 趣旨

- ・ 内閣府（原子力防災担当）は、平成 28 年 3 月に「原子力災害発生時等における避難者の受入れに係る指針」を作成し、その中で、避難先市町村は、「避難所運営マニュアル」を作成しておくこととした。
- ・ 避難受入れの要請を行う島根県として、受入れ自治体にあらかじめ整備していただきたい事項を示すため、ガイドラインを作成する。このガイドラインは、国の指針を参照しつつ、避難経由所など島根県特有の事項を記載し、また島根県広域避難計画よりも詳細な受入れの手順等を示すなど、より具体的なものとする。
なお、この中でマニュアルのひな形を示すことで、避難先市町村におけるマニュアル作成を促進する。

2. ガイドライン及びマニュアルに記載する主な項目（県外版）

(1) 事前対策

- ① 連絡体制の整備
- ② 避難者受入体制の整備

(2) 原子力災害時の対応

- ① 避難者受入手順
- ② 避難経由所の開設・運営
- ③ 避難所及び広域福祉避難所の運営
- ④ 避難所の撤収
- ⑤ 避難退域時検査の実施

(3) その他

県外版を基に、県内版を作成

「島根県避難退域時検査及び簡易除染実施計画」の策定について

平成 29 年 1 月 30 日

島根県防災部原子力安全対策課

1. 目的

島根県は、国が作成した「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」や「島根県地域防災計画（原子力災害対策編）」、「原子力災害に備えた島根県広域避難計画」に基づき、避難住民等の汚染状況を確認する検査及び除染が必要な場合の簡易除染について、基本的な考え方、実施手順などをとりまとめた「島根県避難退域時検査及び簡易除染実施計画」を定め、迅速かつ効率的に避難退域時検査及び簡易除染を実施する。

2. 実施計画に定める主な事項

- (1) 検査及び簡易除染を行う判断基準や対象住民
- (2) 検査及び簡易除染の実施主体
- (3) 検査及び簡易除染の手順・実施方法
- (4) 検査及び簡易除染の実施場所（具体的な候補地）
- (5) 検査及び簡易除染の実施体制、研修
- (6) 検査及び簡易除染用の資機材

原子力災害時における 避難の実効性向上

平成29年1月

鳥取県原子力安全対策課

コンセプト

1. 基本的考え方

- 万が一の島根原子力発電所での事故に対して、住民の安全と安心を確保するため、**避難の実効性を継続的に高めていく。**
- このため、原子力防護措置、特に住民避難について、**ソフト面及びハード面での高度化**を図る。

2. 高度化の方法

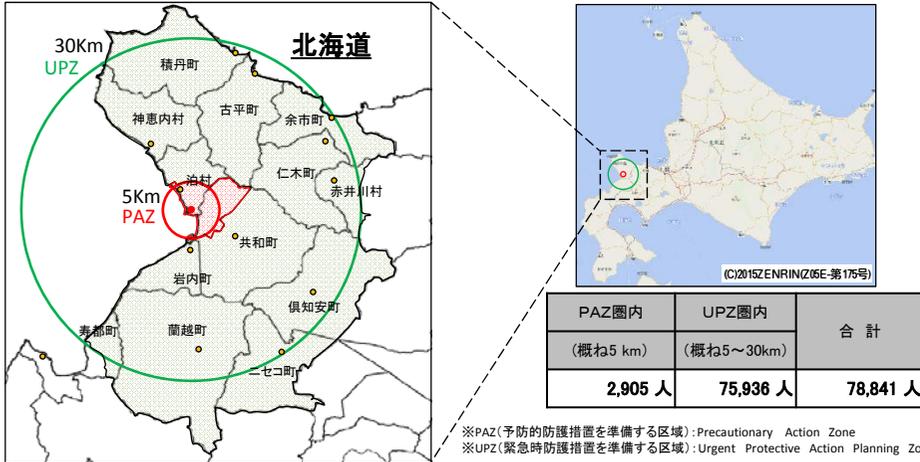
- 全てを**体系化・標準化し、システム化**する。
- 先ずはコンセプトに基づき各**システムを単体整備**し、次にこれらを連携させ**システム化**し、その後**システム全体を検証**する。

3. 先進システム等の整備

- a. 先進システムの整備
- b. 避難オペレーション及び防護措置の実施
 - ① 教育訓練の体系化とその管理方法の開発
 - ② 各種手順の標準化と手順書(マニュアル類)の作成
- c. これらに必要な協定・覚書等の整備

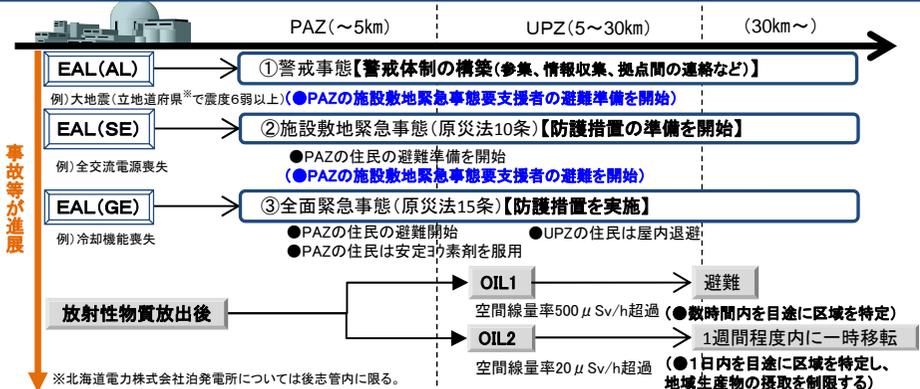
1. 泊地域の原子力災害対策重点区域

- 泊地域における原子力災害対策重点区域（概ね半径30kmの範囲）の人口は78,841人（平成27年12月現在）。
- PAZ圏内の人口は泊村1,435人、共和町1,470人。
- UPZ圏内の人口は関係13町村75,936人。



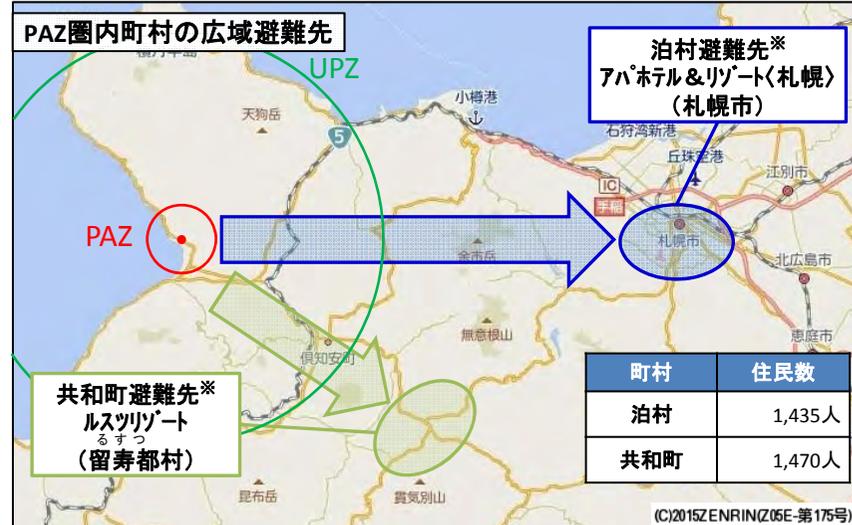
2. 原子力災害対策指針における緊急時防護措置実施の考え方

- 緊急事態の初期段階は原子力施設の状態等の進捗で、放射性物質放出後は緊急時モニタリングの結果に基づいて防護措置を実施。
- ① EAL(Emergency Action Level)による段階的避難/施設敷地緊急事態要支援者は早期避難
原子力施設の状態等に基づく緊急事態区分を導入し、その区分を判断する基準(EAL)を設定。EALに基づき防護措置を行う。
※施設敷地緊急事態要支援者の避難は通常の避難より時間がかかるため、EAL(SE)の段階から避難を開始する。
ただし、避難により健康リスクが高まるおそれのある者は速へい効果の高い建物等に屋内退避する。
- ② 緊急時モニタリングの実施/OIL(Operational Intervention Level)に基づく判断
国はEAL(SE)の段階で緊急時モニタリングセンターを立ち上げる。放射性物質放出後、モニタリング結果と防護措置の実施基準(OIL)に基づき、PAZ圏外の住民の防護措置の実施を判断する。

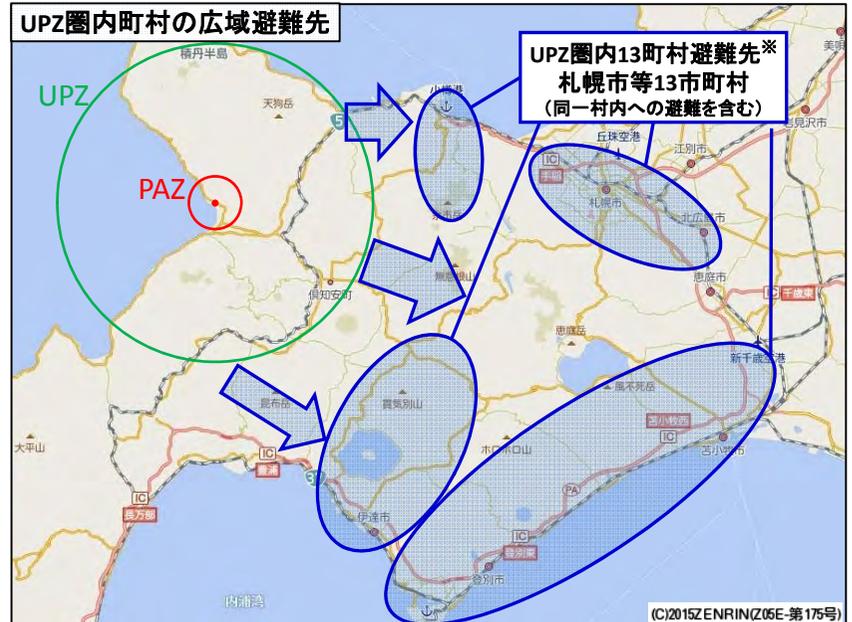


3. PAZ圏及びUPZ圏の各自治体における広域避難先

- PAZ圏内、UPZ圏内の各町村の住民の避難先は、札幌市などの道央圏内で確保。
- 避難先は、良好な環境のもとで避難生活を送れるよう、ホテル、旅館等を指定。
- 自然災害等を考慮して、町村毎に避難先までの避難経路を複数設定。



※不測の事態により上記避難先に避難できない場合は、北海道が調整の上、近隣地域で代替避難先を確保



※不測の事態により上記避難先に避難できない場合は、北海道が調整の上、近隣地域で代替避難先を確保

泊地域の緊急時対応（概要版） ②PAZ圏における避難・屋内退避の考え方

区域	種別	対象者数	避難等の流れ			備考
			警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態	
PAZ (発電所から概ね5km圏内)	施設敷地緊急事態(原災法10条)で避難開始	泊村 100人 共和町 (対象施設なし) 合計 100人	施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始	対象施設 泊村 (2施設:100人) 共和町 (対象施設なし) 合計2施設 <避難可能な者:100人> バス4台、福祉車両17台により避難 <無理に避難すると健康リスクが高まる者> 自施設内(放射線防護施設)	社会福祉施設 (黒松内町内1施設) 放射線防護施設 (泊村内2施設)	<ul style="list-style-type: none"> 施設の避難計画において、避難先施設を設定。 無理に避難すると健康リスクが高まると判断された場合は、輸送等の避難準備が整うまで自施設内で屋内退避を実施。
	避難行動要支援者(在宅)	泊村 22人 共和町 51人 合計 73人		対象者 泊村:22人 共和町:51人 <避難可能な者:70人> 支援者の自家用車等で移動(泊村11人) 支援者と共に徒歩、自家用車等で移動(泊村11人、共和町48人) 福祉車両3台により移動 <泊村の場合>一時滞在場所 札幌市南区体育館 <共和町の場合>避難先(兼一時滞在場所) ルスツリゾート <無理に避難すると健康リスクが高まる者:3人> 放射線防護施設※1 (特別養護老人ホームむつみ荘、養護老人ホームむつみ荘、みのりの里、共和町保健福祉センター) ※1 放射線防護施設には、避難行動要支援者のほか、その支援者等が入る予定。	避難先 アパホテル&リゾート<札幌> <泊村の場合>一時滞在場所 札幌市南区体育館 <共和町の場合>避難先(兼一時滞在場所) ルスツリゾート	<ul style="list-style-type: none"> 泊村の避難行動要支援者は、あらかじめ定めた一時滞在場所:札幌市南区体育館を経由して、避難先:アパホテル&リゾート<札幌>へ避難。 共和町の避難行動要支援者は、あらかじめ定めた避難先(兼一時滞在場所):ルスツリゾートへ避難。 無理に避難すると健康リスクが高まる避難行動要支援者は、近隣の放射線防護施設へ移動。
	避難行動要支援者(学校・保育所・幼稚園)	泊村 177人 共和町 173人 合計 350人		対象施設 泊村 (3施設:177人) 共和町 (3施設:173人) 合計6施設 <泊村の場合>一時滞在場所 札幌市南区体育館 <共和町の場合>避難先(兼一時滞在場所) ルスツリゾート	避難先 アパホテル&リゾート<札幌> <泊村の場合>一時滞在場所 札幌市南区体育館 <共和町の場合>避難先(兼一時滞在場所) ルスツリゾート	<ul style="list-style-type: none"> 泊村の学校・保育所の児童等は、警戒事態になった場合、避難準備を開始。一時滞在場所:札幌市南区体育館に移動後、保護者に引き渡す。 共和町の学校・保育所・幼稚園の児童等は、警戒事態になった場合、避難準備を開始。避難先(兼一時滞在場所):ルスツリゾートに移動後、保護者に引き渡す。
	(原災法15条)で避難開始	泊村 1,136人 共和町 1,246人 合計 2,382人		対象者 泊村:1,136人 共和町:1,246人 <自家用車で避難する者> 自家用車で移動(663人) <バスで避難する者> 徒歩等で移動(473人) 徒歩等で移動(1,246人) <泊村の場合>一時滞在場所 札幌市南区体育館 <共和町の場合>避難先(兼一時滞在場所) ルスツリゾート 集合場所(泊村内10箇所) 集合場所(共和町内7箇所) バス17台により避難 バス34台により避難	避難先 アパホテル&リゾート<札幌> <泊村の場合>一時滞在場所 札幌市南区体育館 <共和町の場合>避難先(兼一時滞在場所) ルスツリゾート	<ul style="list-style-type: none"> 泊村の住民は、自家用車又はバスにより、あらかじめ定めた一時滞在場所:札幌市南区体育館を経由して、避難先:アパホテル&リゾート<札幌>へ避難。 共和町の住民は、バスにより、あらかじめ定めた避難先(兼一時滞在場所):ルスツリゾートへ避難。 バスでの避難に必要なバスは、北海道が「原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領」に基づき、北海道バス協会に要請。
	合計	2,905人				

※2 一般住民の対象者数は、PAZ圏内住民の合計数から施設敷地緊急事態で避難する住民を引いた数字であり、若干の増減がある。

泊地域の緊急時対応（概要版）

③UPZ圏における屋内退避・一時移転の考え方

区域	種別	対象者数	屋内退避 / 一時移転(1週間程度内に実施)の流れ				備考	
			警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態 OIL2となった場合※5			
UPZ (発電所から概ね5~30km圏内)	避難行動要支援者(医療機関)	11施設 1,051床			屋内退避 (11施設: 1,051床)	一時移転 対象病院	受入先災害拠点病院※1 (33施設) 受入可能人数: 4,650人	<ul style="list-style-type: none"> 施設毎の避難計画は策定済み。 一時移転等の防護措置が必要となった場合、北海道の調整により、隣接管内等の災害拠点病院に入院患者を移転・収容。
	避難行動要支援者(社会福祉施設)	67施設 2,687人			屋内退避 (67施設: 2,687人)	一時移転対象 福祉施設	避難先福祉施設※2 (179施設) 受入可能人数: 2,687人	<ul style="list-style-type: none"> 施設毎の避難計画は策定済みであり、施設ごとにあらかじめ受け入れ施設を確保。 あらかじめ選定した受入施設が使用できない場合は、北海道が代替の受入施設を調整。
	避難行動要支援者(在宅)	8,938人			屋内退避 (8,938人)	一時移転 対象者	一時滞在所※3 避難先 ホテル・旅館 (278施設)	<ul style="list-style-type: none"> 一時移転が必要となった避難行動要支援者は、関係町村が準備した一時滞在所に、その後、避難生活環境がより良いホテル・旅館に優先的に移動。
	避難行動要支援者(学校・保育所・幼稚園)	100施設 8,669人	対象施設 (100施設)	保護者 引き渡し	屋内退避 (100施設: 8,669人)	一時移転 対象学校等	一時滞在所※3 ※一時滞在所で保護者に引き渡し 避難先 ホテル・旅館 (278施設)	<ul style="list-style-type: none"> 施設敷地緊急事態になった時点で授業・保育を中止し、保護者への引き渡しを開始。 保護者へ引き渡しができなかった場合は、全面緊急事態で屋内退避を行い、その後指示に基づき一時滞在所に移動し、保護者に引き渡す。
	一般住民※4	54,591人			屋内退避 (54,591人)	一時移転 対象者	一時滞在所※3 避難先 ホテル・旅館 (278施設)	<ul style="list-style-type: none"> 避難計画で定めている避難先へ一時移転を実施。 自家用車や北海道が準備したバス等で移動。
	合計	75,936人						

※3 赤井川村については、避難先施設(キロリゾート)が一時滞在所の機能を有する。
 ※4 一般住民の対象者数は、UPZ圏内住民の合計数から避難行動要支援者の数を引いた数字であり、若干の増減がある。
 ※5 UPZ圏内の全住民のうち、緊急時モニタリング結果に基づき、毎時20マイクロシーベルトを超えると特定された区域の住民は、一時移転を実施。

北海道の要請に基づき、北海道バス協会が、後志地域のバス事業者と調整を行い輸送手段を調達。不足する場合は隣接地域、さらに不足する場合は北海道全域のバス事業者と順次調整を行い輸送手段を調達。